



## 「新型コロナウイルス感染症」に関する危機対応業務の取扱い開始について

商工中金は、主務大臣より危機対応業務発動にかかる指示を受けたことから、「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けた中小企業者等の皆さまの資金繰りを強力に支援するため、全営業店で危機対応業務の取扱いを開始します。

なお、本業務の取扱い開始に伴い、現在開設の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」は、「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」へ名称が変更されました。

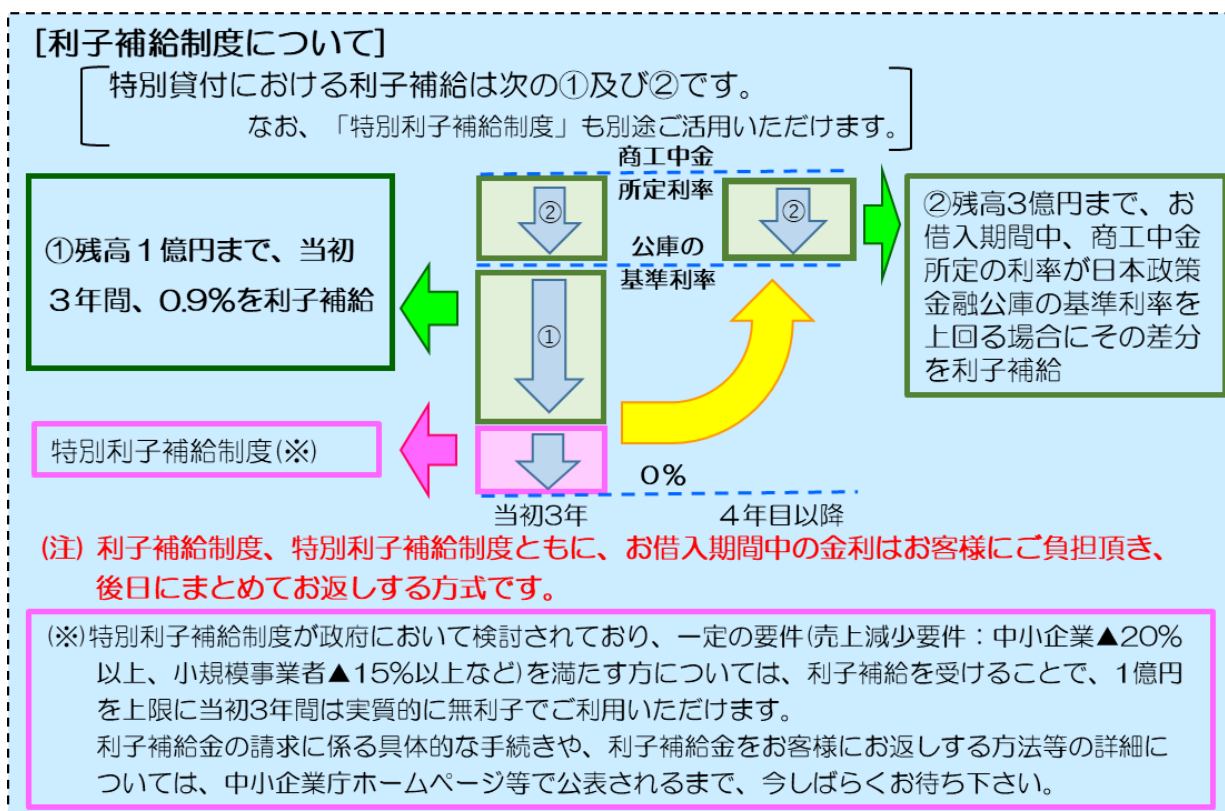
### 1. 新型コロナウイルス感染症特別貸付（損害担保貸付）の概要

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較し5%以上減少している中小企業者等
貸付限度額	1社あたり残高3億円以内（組合の場合は残高9億円以内）
貸付期間	運転資金は15年以内、設備資金は20年以内
貸付利率	当金庫所定の利率

### 2. 利子補給制度の概要

対象者	上記1. の特別貸付に該当する対象者
対象貸出	上記1. の対象者にかかる損害担保貸付
利子補給率	<利子補給制度の概要>の①、②の通り

<利子補給制度の概要>



# NEWS RELEASE

## SHOKO CHUKIN BANK



### 3. 実施日

受付開始日 3月19日

本件のご融資は関連システムの準備が完了する4月中旬を目途に開始します。なお、4月中旬までにご資金が必要な事業者に対しては、一時的に商工中金所定利率にてつなぎ融資を行い、その後、新型コロナウイルス感染症特別貸付への借り換え手続を実施いたします。

商工中金は、影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入れの申込み等に対して、危機対応業務の指定金融機関として懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

制度の詳細については、当金庫ホームページの[特設ページ](#)をご覧ください。  
個別のご相談はお近くの[商工中金の営業店](#)までご連絡ください。

# 商工中金の危機対応業務

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けている  
中小企業の皆さまへ～

商工中金では「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を設置しており、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障を来している中小企業の皆様からのご相談に対し、危機対応業務の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」でお応えいたします。

## ○新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業向け制度)の概要

### ～中小企業向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方
資金使途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率 (下限は日本公庫の基準金利。(2020年3月19日現在) 1.11% (注))
利子補給(※1)	下記に記載の通り。
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：3億円以内

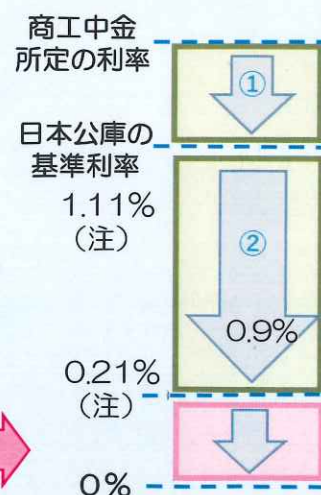
(※1) 利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2) 元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

### [利子補給制度について]

①商工中金所定の利率が日本公庫の基準金利(上記1.11%(注))を上回る場合は、残高3億円までの全額について、お借入期間中にわたり、日本公庫の基準利率(上記1.11%(注))までの利子補給があります。

②残高1億円まで、当初3年間は0.9%の利子補給があり、0.21%(注)になります。  
(4年目以降はこの利子補給はありません。)



### [特別利子補給制度について]

★別途、「特別利子補給制度」により、一定の要件(売上減少：中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上など)を満たす方は、残高1億円まで、当初3年間は、金利0%となすまでの利子補給を受けることができます。

(4年目以降はこの利子補給はありません。)

※利子補給金の請求に係る具体的な手続きや、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業庁ホームページ等で公表されるまで、今しばらくお待ち下さい。

● 利子補給制度と特別利子補給制度は、お借入期間中の金利はお客様にいったんご負担頂き、後日にまとめてお返す方式です。

(注) 「日本公庫の基準利率(2020年3月19日現在) 1.11%」は、貸出期間5年の場合の例示です。  
日本公庫の基準利率は、貸出期間により異なります。また、定期的な見直しにより変更されることがあります。

## ～中堅企業向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方
資金使途	運転資金 設備資金
適用利率	商工中金所定の利率 (※：利子補給はございません)
貸出期間	設備：20年以内（据置5年以内） 運転：15年以内（据置5年以内）
貸出限度	定めなし(ただし、当金庫の審査により個別に金額が決まります)

### ○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込み手続

#### 1 ご融資の相談の受付

- ・事業の状況、ご資金の必要事情などについてお話を伺います。

#### 2 お申込

- ・お申込みに必要な書類をご提出いただきます。
- ・必要な書類一覧は、当金庫HPをご確認ください。

#### 3 商工中金での審査

- ・ご提出頂いた資料、面談時の情報をもとに、商工中金で審査を行います。
- ・必要に応じて、追加の資料をお願いする場合があります。

#### 4 ご融資

- ・審査の結果、ご融資が決まれば、ご契約の手続きを致します。新規のお客様は、組合へ未所属の場合は加入手続き(下記、留意事項参照)、預金口座の開設手続きも必要です。
- ・ご契約手続きを終えたのち、ご融資の資金を入金いたします。

### ○制度融資ご利用に当たっての留意事項

○商工中金は、株主である中小企業の組合と、その組合員の皆さまをご融資の対象としています（未加入の場合はお申込時にご相談ください）。

○ご融資には審査があります。審査の結果、ご融資できない場合があります。

○審査には時間を要することがあります。また必要な書類の提出が必要です。あらかじめご了承ください。

○法的整理の開始や借入金の延滞等が生じたことのある方は、それらが解消されていても本制度の対象外となる場合があります。

○個別のご相談はお近くの商工中金本支店までご連絡ください。

商工中金ホームページ <https://www.shokochukin.co.jp>